

消防団員報酬における所得税の過徴収について

別紙

1 概要

本市において、令和4年度以降、消防団員の年額報酬に係る所得税の源泉徴収について、非課税分を適切に控除せずに全額課税対象としていたため、所得税の過徴収が生じていました。それに伴い源泉徴収票の誤記載があることも判明しました。

2 判明した経緯

令和8年3月10日に関係者から「消防団員報酬の源泉徴収票の記載が間違っている」と問い合わせがあり、本市の状況を調査したところ、令和4年4月から消防団員に対しての源泉徴収票の誤記載及び所得税を過徴収していることが判明いたしました。

3 原因

消防団員の報酬の取扱いについて、令和4年3月23日に「非常勤消防団員の報酬等の基準」等の一部改正があり、あわせて、同日付けで国税庁より「所得税基本通達の制定について」の一部改正が発出され、令和4年4月1日からは「年中の支給額が5万円までの部分については、課税しなくて差し支えない」とされておりましたが、制度改正の認識不足により、非課税分にも課税していたものです。

各報酬の非課税額の取扱い（令和4年3月23日付け消防庁通知より）

区分	非課税額（控除額）
年額報酬	年間50,000円
出勤報酬（災害に関する出勤に係るもの）	1日当たり8,000円
出勤報酬（訓練・警戒・会議等に関する出勤に係るもの）	1日当たり4,000円

4 対象年及び対象者数

対象年	対象人数	源泉徴収した額	本来徴収する額	過徴収額
令和4年支給（4月～12月分）	614名	848,326円	66,922円	781,404円
令和5年支給（1月～12月分）	593名	1,062,409円	179,256円	883,153円
令和6年支給（1月～12月分）	547名	980,088円	169,838円	810,250円
令和7年支給（1月～12月分）	586名	981,696円	165,635円	816,061円
令和8年支給（1月～3月分）	546名	254,306円	2,527円	251,779円
実員対象者数	803名（延2,886名）	合計 3,542,647円（過徴収額）	※年最大約1,500円/人の過徴収	

5 他の影響

- ・調査中（市県民税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童扶養手当等）
- ・所得税の還付加算金はなし（豊橋税務署確認）

6 対応スケジュール

- ・消防団長へ報告（5月25日報告済）
- ・対象者へのお詫び文を送付（6月1日送付済）
- ・令和4、5、6、7年分の源泉徴収所得税については税務署に還付請求を行う。
- ・令和4、5、6、7年分の源泉徴収票を再作成し、対象者に還付を行う。
- ・令和5、6、7、8年度の市県民税については給与支払報告書（訂正分）を基に、税務課にて賦課修正を行う。

7 再発防止

- (1) 所得税の源泉徴収事務の制度理解を深めるとともに、源泉徴収票の作成手順や留意事項を整理し、マニュアルとして整備します。
- (2) 関係法令等を常に確認し、複数職員によるチェック体制を強化させ、再発防止に努めます。